

TRADEMARK ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

ETAS ID: TM867092

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT		
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME		
CONVEYING PARTY DATA			
Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
Onkyo Kabushiki Kaisha		10/01/2020	Corporation: JAPAN
RECEIVING PARTY DATA			
Name:	ONKYO HOME ENTERTAINMENT CORPORATION		
Street Address:	1-41 Kawamata 1-chome		
Internal Address:	Higashiosaka-shi		
City:	Osaka		
State/Country:	JAPAN		
Postal Code:	577-0063		
Entity Type:	Corporation: JAPAN		
PROPERTY NUMBERS Total: 1			
Property Type	Number	Word Mark	
Registration Number:	5891901	ONKYO MUSIC	
CORRESPONDENCE DATA			
Fax Number:	4124714094		
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>			
Phone:	412-471-8815		
Email:	assignments@webblaw.com		
Correspondent Name:	THE WEBB LAW FIRM		
Address Line 1:	420 FT. DUQUESNE BLVD		
Address Line 2:	ONE GATEWAY CENTER, SUITE 1200		
Address Line 4:	PITTSBURGH, PENNSYLVANIA 15222		
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	09223-1709559		
NAME OF SUBMITTER:	Cecilia R. Dickson		
SIGNATURE:	/Cecilia R. Dickson/		
DATE SIGNED:	01/10/2024		
Total Attachments: 51			
source=Historical Matters English Translation#page1.tif			
source=JP Certificate of All Historical Matters_OHE_Part1#page1.tif			
source=JP Certificate of All Historical Matters_OHE_Part1#page2.tif			

OP \$40.00 5891901

(Abridged English Translation)

Certificate of All Historical Matters

1-41 KAWAMATA 1-CHOME, HIGASHIOSAKA-SHI, OSAKA
ONKYO HOME ENTERTAINMENT CORPORATION

Company Registration No.	1200-01-154326	
Company Name	<u>ONKYO KABUSHIKI KAISHA</u>	
	ONKYO HOME ENTERTAINMENT CORPORATION	Changed: October 1, 2020
		Recorded: October 12, 2020
Head Office	1-41 KAWAMATA 1-CHOME, HIGASHIOSAKA-SHI, OSAKA	
(Omitted)		
Date of Establishment	October 1, 2010	
(Omitted)		
Company Split	Split off into ONKYO KABUSHIKI KAISHA of 1-41 KAWAMATA 1-CHOME, HIGASHIOSAKA-SHI, OSAKA, on October 12, 2020 Recorded: October 12, 2020	
	Split off into ONKYO SOUND KABUSHIKI KAISHA of 1-41 KAWAMATA 1-CHOME, HIGASHIOSAKA-SHI, OSAKA, on October 12, 2020 Recorded: October 12, 2020	
Absorption (Merger)	Absorb and merged with ONKYO & PIONEER KABUSHIKI KAISHA of 1-10-5 YOKOZUNA, SUMIDA-KU, TOKYO, on October 1, 2020 Recorded: October 12, 2020	
(Omitted)		
Items related to registration records	Relocated from 2-1, NISSHIN-CHO, NEYAGAWA-SHI, OSAKA on June 25, 2020 Recorded: September 23, 2020	

This is to certify that these are all the matters recorded on the active Commercial Register.

March 18, 2022

Higashiosaka Branch, Osaka Legal Affairs Bureau

Registrar Kazuya KASHIWAMOTO (Seal)

Reference No. SU277975 * The underlined matters mean deleted items.

TRADEMARK
REEL: 008312 FRAME: 0329

履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号
オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

会社法人等番号	1200-01-154326	
商号	オンキヨー株式会社	
	オンキヨーホームエンターテイメント株式会社	令和 2年10月 1日変更 令和 2年10月12日登記
本店	大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号	
公告をする方法	当社の公告方法は、電子公告とする。 http://www.jp.onkyo.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行い。	
	当社の公告方法は、電子公告とする。 https://onkyo.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行い。	令和 2年10月 1日変更 令和 2年10月12日登記
会社成立の年月日	平成22年10月1日	
目的	当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を有することによる当該会社の事業活動の支配および管理ならびに次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電気・電子・情報・通信機械器具の製造、販売 (2) 測定器、医療・福祉・介護・健康機械器具の製造、販売 (3) 前各号の製品等の周辺機器、付属品、部品、材料、工具の製造、販売 (4) 映像、音声、情報処理ソフトウェアならびにこれらを含む放送・通信・広告用コンテンツの制作、販売 (5) 電気・情報通信、情報処理および情報提供に係るサービス (6) 前各号の製品・サービスの研究、開発、デザイン、企画、設計、賃貸、運用、修理、保守、輸出入ならびにこれらの請負、代理、代行、技術・ノウハウの供与・指導 (7) 第1号から第5号までの製品・サービスに関する工事ならびにその他の建築工事、設備工事、内外装工事の設計、施工、請負、監理 (8) 経営コンサルティングならびに各種事業に対する投資 (9) 総務、人事、経理、財務等に関する業務受託 (10) 不動産および各種施設の売買、交換、貸借、保守、管理、運営、清掃、修繕ならびにこれらの代理または仲介 (11) 損害保険代理、生命保険募集および個人融資業務代行 (12) 旅行および娯楽施設利用の斡旋ならびに催物の企画、運営	

	<p>(13) 衣料雑貨、日用雑貨、清涼飲料水、食料品、書籍、事務用品、事務用機器、チケット、切手、取入印紙、登記印紙、ペット用品の販売</p> <p>(14) 通信販売、小売店経営、印刷・コピー事務サービス、配送サービス、労働者派遣、個人融資、古物の売買</p> <p>(15) 音楽著作権の管理および著作物の企画、製作、出版</p> <p>(16) タレントの育成、マネジメント、プロモート</p> <p>(17) 株式その他有価証券の取得、投資、保管、利用、売買</p> <p>(18) 前各号に付帯関連する一切の業務</p>
	<p>当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を有することによる当該会社の事業活動の支配および管理ならびに次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気・電子・情報・通信機械器具の製造、販売</p> <p>(2) 光学機械器具、事務用機械器具およびその付属品、部品、材料等の製造、販売および仲介</p> <p>(3) 測定器、医療・福祉・介護・健康機械器具の製造、販売</p> <p>(4) 前各号の製品等の周辺機器、付属品、部品、材料、工具の製造、販売</p> <p>(5) 映像、音声、情報処理ソフトウェアならびにこれらを含む放送、通信・広告用コンテンツの制作、販売</p> <p>(6) 電気・情報通信、情報処理および情報提供に係るサービス</p> <p>(7) 前各号の製品・サービスの研究、開発、デザイン、企画、設計、賃貸、運用、修理、保守、輸出入ならびにこれらの請負、代理、代行、技術・ノウハウの供与・指導</p> <p>(8) 第1号から第6号までの製品・サービスに関する工事ならびにその他の建築工事、設備工事、内外装工事の設計、施工、請負、監理</p> <p>(9) 経営コンサルティングならびに各種事業に対する投資</p> <p>(10) 総務、人事、経理、財務等に関する業務受託</p> <p>(11) 不動産および各種施設の売買、交換、貸借、保守、管理、運営、清掃、修繕ならびにこれらの代理または仲介</p> <p>(12) 損害保険代理、生命保険募集および個人融資業務代行</p> <p>(13) 旅行および娯楽施設利用の斡旋ならびに催物の企画、運営</p> <p>(14) 衣料雑貨、日用雑貨、清涼飲料水、食料品、書籍、事務用品、事務用機器、チケット、切手、取入印紙、登記印紙、ペット用品の販売</p> <p>(15) 通信販売、小売店経営、印刷・コピー事務サービス、配送サービス、労働者派遣、個人融資、古物の売買</p> <p>(16) 音楽著作権の管理および著作物の企画、製作、出版</p> <p>(17) タレントの育成、マネジメント、プロモート</p> <p>(18) 株式その他有価証券の取得、投資、保管、利用、売買</p> <p>(19) 木工製品の製造、販売および仲介</p> <p>(20) 電気通信工事業</p> <p>(21) 家具、建築資材および住宅設備機器の企画、デザイン、設計、工事、販売、仲介および輸出入</p> <p>(22) 物流コンサルティング</p> <p>(23) 物流情報システム開発販売および運営管理業、物流、軽作業に関する請負業務</p> <p>(24) 電子・電気機械器具、光学機械器具、事務用機械器具、映像・音声およびコンピュータのソフトウェアの品質評価代行サービスおよび関連するコンサルティング</p> <p>(25) 酒類、医薬品および化粧品の販売</p> <p>(26) インターネットによる電子商取引業務</p> <p>(27) インターネットを利用する情報システムおよび通信ネットワークの企</p>

大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号
 オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

	画、設計、開発、運用、管理、保守 (28) イベントに関する企画、制作、運営 (29) 前各号に付帯関連する一切の業務 令和 2年10月 1日変更 令和 2年10月12日登記
単元株式数	100株
	普通株式 100株 A種種類株式 1株 B種種類株式 1株 C種種類株式 1株 令和 3年 1月27日変更 令和 3年10月29日登記
発行可能株式総数	5億4000万株
	2億1600万株 令和 2年 7月22日変更 令和 2年10月12日登記
	3億1000万株 令和 2年 9月25日変更 令和 2年10月12日登記
	5億5000万株 令和 3年 1月27日変更 令和 3年10月29日登記
	1.5億株 令和 3年 6月25日変更 令和 3年10月29日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4億8384万1471株
	発行済株式の総数 9676万8294株 令和 2年 7月22日変更 令和 2年10月12日登記
	発行済株式の総数 1億826万8294株 令和 2年 8月27日変更 令和 2年10月12日登記
	発行済株式の総数 1億1976万8294株 令和 2年 9月16日変更 令和 2年10月12日登記
	発行済株式の総数 1億3126万8294株 令和 2年10月20日変更 令和 3年10月29日登記

大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号
 オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

発行済株式の総数 1億4276万8294株	令和 2年11月 9日変更 令和 3年10月29日登記
発行済株式の総数 1億4276万8294株 各種の株式の数 普通株式 1億4276万8294株	令和 3年 1月27日変更 令和 3年10月29日登記
発行済株式の総数 1億6776万8294株 各種の株式の数 普通株式 1億6776万8294株	令和 3年 1月31日変更 令和 3年10月29日登記
発行済株式の総数 1億7776万8294株 各種の株式の数 普通株式 1億7776万8294株	令和 3年 2月 3日変更 令和 3年10月29日登記
発行済株式の総数 1億9276万8294株 各種の株式の数 普通株式 1億9276万8294株	令和 3年 2月 4日変更 令和 3年10月29日登記
発行済株式の総数 2億1276万8294株 各種の株式の数 普通株式 2億1276万8294株	令和 3年 2月 8日変更 令和 3年10月29日登記
発行済株式の総数 2億4276万8294株 各種の株式の数 普通株式 2億4276万8294株	令和 3年 2月15日変更 令和 3年10月29日登記
発行済株式の総数 2億6776万8294株 各種の株式の数 普通株式 2億6776万8294株	令和 3年 2月19日変更 令和 3年10月29日登記
発行済株式の総数 2億9276万8294株 各種の株式の数 普通株式 2億9276万8294株	令和 3年 2月22日変更 令和 3年10月29日登記
発行済株式の総数 3億1776万8294株 各種の株式の数 普通株式 3億1776万8294株	令和 3年 2月24日変更 令和 3年10月29日登記

大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号
 オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

	発行済株式の総数 3億8276万8294株	令和 3年 2月25日変更
	各種の株式の数 普通株式 3億8276万8294株	令和 3年10月29日登記
	発行済株式の総数 3億8277万451株	令和 3年 3月30日変更
	各種の株式の数 普通株式 3億8276万8294株 C種種類株式 2157株	令和 3年10月29日登記
資本金の額	金94億1631万556円	
	金96億3481万556円	令和 2年 8月27日変更 令和 2年10月12日登記
	金98億3491万556円	令和 2年 9月16日変更 令和 2年10月12日登記
	金99億5681万556円	令和 2年10月20日変更 令和 3年10月29日登記
	金100億6146万556円	令和 2年11月 9日変更 令和 3年10月29日登記
	金101億2397万3056円	令和 3年 1月31日変更 令和 3年10月29日登記
	金101億4897万8056円	令和 3年 2月 3日変更 令和 3年10月29日登記
	金101億8648万5556円	令和 3年 2月 4日変更 令和 3年10月29日登記
	金102億3649万5556円	令和 3年 2月 8日変更 令和 3年10月29日登記
	金103億1151万556円	令和 3年 2月15日変更 令和 3年10月29日登記

	金103億7402万3056円	令和 3年 2月19日変更 令和 3年10月29日登記
	金104億3653万5556円	令和 3年 2月22日変更 令和 3年10月29日登記
	金104億9904万8056円	令和 3年 2月24日変更 令和 3年10月29日登記
	金106億6158万556円	令和 3年 2月25日変更 令和 3年10月29日登記
	金117億4008万556円	令和 3年 3月30日変更 令和 3年10月29日登記
	金1億円	令和 3年 7月26日変更 令和 3年10月29日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式 5億5000万株 A種類株式 2500株 B種類株式 2500株 C種類株式 7500株 A種類株式	
	<p>剰余金の配当</p> <p>剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第3順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第4順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とするのに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金銭による剰余金の配当を行う。なお、優先配当金に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>A種優先配当金の額は、A種類株式1株あたりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末ごとに下記算式により算定される年率（以下、「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。優先配当年率=日本円TIBOR（6か月物）+2.5%「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各半期事業年度の初日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時日本円TIBOR（6か月物）が公表されていない場合は、優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場</p>	

合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters 3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 6か月物(360日ベース))として、インターコンチネンタル取引所(ICE)によって公表される数値またはこれに準ずると認められる数値を、日本円LIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

当社は、種類株主等に対しては、優先配当金および累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ある事業年度に属する日を基準日として種類株主等に対して行われた1株あたりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき累積した累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額が種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当年率で、1年ごと(ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

残余財産の分配

種類株主等に対し、種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式およびB種種類株式にかかる残余財産の分配を第2順位(A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。)、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とするの定めに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金銭を支払う。なお、残余財産分配額に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

A種残余財産分配額は、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額(種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を

基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合、優先配当金相当額とする（以下、種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」といい、A種種類株式についての日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）を加えた額とする。ただし、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。

議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

金銭を対価とする取得請求権

A種種類株主は、2021年1月28日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の10銀行営業日前までに当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、以下に定める額（以下、「任意償還価額」といい、A種種類株式についての任意償還価額を「A種任意償還価額」という。）の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。ただし、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみC種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。また同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額ならびに当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日として現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式および金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式ならびに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

A種任意償還価額の金額は、当該償還請求にかかるA種種類株式の数に、
(i) A種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに(1) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、A種累積未払配当金相当額の計算およびA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額を計算する。

金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年1月28日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行ったりえて、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還にかかる種類株式を取得するのと引換えに、以下に定める額（以下、「強制償還価額」といい、A種種類株式についての強制償還価額を「A種強制償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係る種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

A種強制償還価額の金額は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、

(i) A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに (ii) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、A種累積未払配当金相当額の計算およびA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額を計算する。

譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

株式の併合または分割、募集株式の割当

当社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

B種種類株式

剰余金の配当

剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第3順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第4順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする定めに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金銭による剰余金の配当を行う。なお、優先配当金に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

B種優先配当金の額は、B種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、優先配当年率を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。なお、B種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

当社は、種類株主等に対しては、優先配当金および累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロ

に規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ある事業年度に属する日を基準日として種類株主等に対して行われた1株あたりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき累積した累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額が種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当金率で、1年ごと（ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

残余財産の分配

種類株主等に対し、種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式およびB種種類株式にかかる残余財産の分配を第2順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする定めに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金銭を支払う。なお、残余財産分配額に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

B種残余財産分配額は、B種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額（種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、優先配当金相当額とする（以下、種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」といい、B種種類株式についての日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。））を加えた額とする。ただし、本号においては、分配日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。

議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

金銭を対価とする取得請求権

B種種類株主は、2021年1月28日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請

求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の10銀行営業日前までに当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、次項に定める額（以下、「任意償還価額」といい、B種種類株式についての任意償還価額を「B種任意償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。ただし、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみC種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。また同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額ならびに当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日として現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式（次条第1項に定義する。）および金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式ならびに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

B種任意償還価額の金額は、当該償還請求にかかるB種種類株式の数に、
(1) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに(1/1) B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額を計算する。

REVOLUTION株式を対価とする取得請求権

B種種類株主は、2021年1月28日以降、現物償還請求日（以下に定義する。）における償還請求可能額が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を現物償還請求が効力を生じる日（以下、「現物償還請求日」という。）として、現物償還請求日の10銀行営業日前までに当会社に対して、当会社が保有する株式会社REVOLUTIONが発行する普通株式（証券コード：8894、以下、「REVOLUTION株式」という。）および金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「現物償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該現物償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、REVOLUTION株式および金銭を、B種種類株主に対して交付する。ただし現物償還請求日において現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式および金銭の額の合計額と現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付すること

となる金銭の額の合計額が、現物償還請求日における償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、現物償還請求がなされたB種種類株式ならびに償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

現物償還請求がなされたB種種類株式の対価として交付する財産は、当会社が保有するREVOLUTION株式の時価の合計額（以下、「現物交付REVOLUTION株式価額」という。）が当該現物償還請求にかかるB種種類株式にかかる現物償還交付額以下で最大となるようなREVOLUTION株式および現物償還交付額と現物交付REVOLUTION株式価額の差額に相当する金銭とする。「現物償還交付額」とは、当該現物償還請求にかかるB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに(ii) B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額をいう。なお、B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「現物償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額を計算する。REVOLUTION株式の時価とは、現物償還請求日の株式会社東京証券取引所におけるREVOLUTION株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）をいう。

金銭を対価とする取得条件

当社は、2022年1月28日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行ったうえで、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還にかかる種類株式を取得するのと引換えに、以下に定める額（以下、「強制償還価額」といい、B種種類株式についての強制償還価額を「B種強制償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係る種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

B種強制償還価額の金額は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに(ii) B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額を計算する。

譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

株式の併合または分割、募集株式の割当

当社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わない。当社は

は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

C種種類株式

剰余金の配当

剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第3順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第4順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする定めに従い、種類株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当を行う。なお、優先配当金に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

C種優先配当金の額は、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、優先配当年率を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。なお、C種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

当社は、種類株主等に対しては、優先配当金および累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号もしくは同法第760条第7号に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号もしくは同法第765条第1項第8号に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ある事業年度に属する日を基準日として種類株主等に対して行われた1株あたりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき累積した累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先配当金の合計額を控除した金額とする規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は当該事業年度（以下、「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額が種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当年率で、1年ごと（ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

残余財産の分配

種類株主等に対し、種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式およびB種種類株式にかかる残余財産の分配を第2順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする定めに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金銭を支払う。なお、残余財産分配額に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

C種残余財産分配額は、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額（種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、優先配当金相当額とする（以下、種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」といい、C種種類株式についての日割未払優先配当金額を「C種日割未払優先配当金額」という。）を加えた額とする。ただし、分配日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてC種累積未払配当金相当額を計算する。

議決権

C種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

金銭を対価とする取得請求権

C種種類株主は、2023年1月28日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の10銀行営業日前までに当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、以下に定める額（以下、「任意償還価額」といい、C種種類株式についての任意償還価額を「C種任意償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。ただし、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみC種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。また同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額および当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日として現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式および金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式ならびに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内

においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

C種任意償還価額の金額は、当該償還請求にかかるC種種類株式の数に、
 (i) C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに (ii) C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、C種累積未払配当金相当額の計算およびC種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額を計算する。

金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年1月28日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行ったうえで、法令の許容する範囲内において金銭を対価として、種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還にかかる種類株式を取得するのと引換えに、以下に定める額（以下、「強制償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係る種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

C種強制償還価額の金額は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に、

(i) C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに (ii) C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、本号においては、C種累積未払配当金相当額の計算およびC種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額を計算する。

譲渡制限

C種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

株式の併合または分割、募集株式の割当

当社は、C種種類株式について株式の分割または併合を行わない。当社は、C種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当社は、C種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

令和 3年 1月27日変更 令和 3年10月29日登記

普通株式	15億株
A種種類株式	2500株
B種種類株式	2500株
C種種類株式	7500株

A種種類株式

剰余金の配当

剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第3順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第

	<p>4順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする定めに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金銭による剰余金の配当を行う。なお、優先配当金に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>A種優先配当金の額は、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末ごとに下記算式により算定される年率（以下、「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。優先配当年率＝日本円TIBOR（6か月物）＋2.5%「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各半期事業年度の初日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人金銀協TIBOR運営機関によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR（6か月物）が公表されていない場合は、優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters 3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 6か月物（360日ベース））として、インターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値またはこれに準ずると認められる数値を「日本円TIBOR（6か月物）」に代えて用いるものとする。なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</p> <p>当社は、種類株主等に対しては、優先配当金および累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号もしくは同法第760条第7号に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号もしくは同法第765条第1項第8号に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>ある事業年度に属する日を基準日として種類株主等に対して行われた1株あたりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき累積した累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主總會（以下、「不足事業年度定時株主總會」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額が種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当年率で、1</p>
--	--

年ごと（ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

残余財産の分配

種類株主等に対し、種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式およびB種種類株式にかかる残余財産の分配を第2順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする定めに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金銭を支払う。なお、残余財産分配額に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

A種残余財産分配額は、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額（種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、優先配当金相当額とする（以下、種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」といい、A種種類株式についての日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。））を加えた額とする。ただし、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。

議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

金銭を対価とする取得請求権

A種種類株主は、2021年1月28日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の10銀行営業日前までに当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、以下に定める額（以下、「任意償還額」といい、A種種類株式についての任意償還額を「A種任意償還額」という。）の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。ただし、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみC種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。また同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額ならびに当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日として現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式および金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額が

ら同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式ならびに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

A種任意償還価額の金額は、当該償還請求にかかるA種種類株式の数に、
(i) A種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに (ii) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、A種累積未払配当金相当額の計算およびA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額を計算する。

金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年1月28日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行ったうえで、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還にかかる種類株式を取得するのと引換えに、以下に定める額（以下、「強制償還価額」といい、A種種類株式についての強制償還価額を「A種強制償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係る種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

A種強制償還価額の金額は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、
(i) A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに (ii) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、A種累積未払配当金相当額の計算およびA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額を計算する。

譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

株式の併合または分割、募集株式の割当

当社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

B種種類株式

剰余金の配当

剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第3順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第4順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）、

普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする定めに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金銭による剰余金の配当を行う。なお、優先配当金に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

B種優先配当金の額は、B種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、優先配当年率を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。なお、B種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

当社は、種類株主等に対しては、優先配当金および累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ある事業年度に属する日を基準日として種類株主等に対して行われた1株あたりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき累積した累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額が種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当年率で、1年ごと（ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

残余財産の分配

種類株主等に対し、種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式およびB種種類株式にかかる残余財産の分配を第2順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする定めに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金銭を支払う。なお、残余財産分配額に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

B種残余財産分配額は、B種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額（種類株式1株あた

りの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、優先配当金相当額とする（以下、種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」といい、B種種類株式についての日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。）、を加えた額とする。ただし、本号においては、分配日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。

議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

金銭を対価とする取得請求権

B種種類株主は、2021年1月28日以降、償還請求日（以下に定義する）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の10銀行営業日前までに当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、次に定める額（以下、「任意償還価額」といい、B種種類株式についての任意償還価額を「B種任意償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。ただし、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみC種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。また同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額ならびに当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日として現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式（次条第1項に定義する。）および金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式ならびに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

B種任意償還価額の金額は、当該償還請求にかかるB種種類株式の数に、

(i) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに、(ii) B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日

割未払優先配当金額を計算する。

REVOLUTION株式を対価とする取得請求権

B種種類株主は、2021年1月28日以降、現物償還請求日（以下に定義する。）における償還請求可能額が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を現物償還請求が効力を生じる日（以下、「現物償還請求日」という。）として、現物償還請求日の10銀行営業日前までに当会社に対して、当会社が保有する株式会社REVOLUTIONが発行する普通株式（証券コード：8894、以下、「REVOLUTION株式」という。）および金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「現物償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該現物償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、REVOLUTION株式および金銭を、B種種類株主に対して交付する。ただし現物償還請求日において現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式および金銭の額の合計額と現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額の合計額が、現物償還請求日における償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、現物償還請求がなされたB種種類株式ならびに償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

現物償還請求がなされたB種種類株式の対価として交付する財産は、当会社が保有するREVOLUTION株式の時価の合計額（以下、「現物交付REVOLUTION株式価額」という。）が当該現物償還請求にかかるB種種類株式にかかる現物償還交付額以下で最大となるようなREVOLUTION株式および現物償還交付額と現物交付REVOLUTION株式価額の差額に相当する金銭とする。「現物償還交付額」とは、当該現物償還請求にかかるB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに(ii) B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額をいう。なお、B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「現物償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額を計算する。REVOLUTION株式の時価とは、現物償還請求日の株式会社東京証券取引所におけるREVOLUTION株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）をいう。

金銭を対価とする取得条項

当会社は、2022年1月28日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行ったりうえて、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還にかかる種類株式を取得するのと引換えに、以下に定める額（以下、「強制償

還価額」といい、B種種類株式についての強制償還価額を「B種強制償還価額」という。)の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係る種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

B種強制償還価額の金額は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに(ii) B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額を計算する。

譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

株式の併合または分割、募集株式の割当

当社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わない。当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

C種種類株式

剰余金の配当

剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第3順位(A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。)、A種優先配当金およびB種優先配当金が第4順位(A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。)、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とするの定めに従い、種類株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当を行う。なお、優先配当金に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

C種優先配当金の額は、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、優先配当年率を乗じて算出した額とする(除算は最後に行い、円位未満小數第2位まで計算し、その小數第2位を四捨五入する。)。なお、C種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日(同日を含む。))から当該配当基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

当社は、種類株主等に対しては、優先配当金および累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号もしくは同法第760条第7号に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号もしくは同法第765条第1項第8号に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ある事業年度に属する日を基準日として種類株主等に対して行われた1株あたりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき累積した累積未払配当金相当額(以下に定義される。))の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額(当該事業年度の末日を基

準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先配当金の合計額を控除した金額とする規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は当該事業年度(以下、「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額が種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当率で、1年ごと(ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。))から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

剰余財産の分配

種類株主等に対し、種類株式および普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る剰余財産の分配を第1順位、A種種類株式およびB種種類株式にかかる剰余財産の分配を第2順位(A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。)、普通株式に係る剰余財産の分配を第3順位とする定めに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金銭を支払う。なお、剰余財産分配額に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

C種剰余財産分配額は、C種種類株式1株あたりの払戻金額相当額に、C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額(種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、優先配当金相当額とする(以下、種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」といい、C種種類株式についての日割未払優先配当金額を「C種日割未払優先配当金額」という。))を加えた額とする。ただし、分配日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてC種累積未払配当金相当額を計算する。

議決権

C種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

金銭を対価とする取得請求権

C種種類株主は、2023年1月28日以降、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。)(以下、「償還請求可能額」という。)が正の値であるときに限り、毎月1日(当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、「償還請求日」という。)として、償還請求日の10銀行営業日前までに当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下、「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、以下に定める額(以下、「任意償還価額」といい、C種種類株式についての任意償還価額を「C種任意償還価額」という。)の金銭を、種類株主に対して交付する

ものとする。ただし、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみC種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。また同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額ならびに当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日として現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式および金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式ならびに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

C種任意償還価額の金額は、当該償還請求にかかるC種種類株式の数に、

(i) C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに (i i) C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、C種累積未払配当金相当額の計算およびC種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額を計算する。

金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年1月28日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行ったうえで、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還にかかる種類株式を取得するのと引換えに、以下に定める額（以下、「強制償還価額」といい、C種種類株式についての強制償還価額を「C種強制償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係る種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

C種強制償還価額の金額は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に、

(i) C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに (i i) C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、本号においては、C種累積未払配当金相当額の計算およびC種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額を計算する。

譲渡制限

C種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

株式の併合または分割、募集株式の割当

当社は、C種種類株式について株式の分割または併合を行わない。当社は、C種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当社は、C種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

令和 3年 6月25日変更 令和 3年10月29日登記

普通株式 15億株
 A種種類株式 2500株
 B種種類株式 2500株
 C種種類株式 7500株

A種種類株式

剰余金の配当

剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第3順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第4順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする定めに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金銭による剰余金の配当を行う。なお、優先配当金に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

A種優先配当金の額は、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、それぞれ半期事業年度末ごとに下記算式により算定される年率（以下、「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に1円未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。優先配当年率＝日本円TIBOR（6か月物）＋2.5%「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各半期事業年度の初日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR（6か月物）が公表されていない場合は、優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters 3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR 6か月物（360日ベース））として、インターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値またはこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR（6か月物）に代えて用いるものとする。なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

当社は、種類株主等に対しては、優先配当金および累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる

同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ある事業年度に属する日を基準日として種類株主等に対して行われた1株あたりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき累積した累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額が種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当年率で、1年ごと（ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

剰余財産の分配

種類株主等に対し、種類株式および普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る剰余財産の分配を第1順位、A種種類株式およびB種種類株式にかかる剰余財産の分配を第2順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る剰余財産の分配を第3順位とするの定めに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金額を支払う。なお、剰余財産分配額に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

A種剰余財産分配額は、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額（種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、優先配当金相当額とする（以下、種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」といい、A種種類株式についての日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。））を加えた額とする。ただし、剰余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。

議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

金銭を対価とする取得請求権

A種種類株主は、2021年1月28日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日

の10銀行営業日前までに当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、以下に定める額（以下、「任意償還価額」といい、A種種類株式についての任意償還価額を「A種任意償還価額」という。）の金銭を、A種種類株式に対して交付するものとする。ただし、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみC種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。また同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額ならびに当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日として現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式および金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式ならびに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

A種任意償還価額の金額は、当該償還請求にかかるA種種類株式の数に、

(1) A種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに(11) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、A種累積未払配当金相当額の計算およびA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「1分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額を計算する。

金銭を対価とする取得条項

当会社は、2022年1月28日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行ったりえて、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還にかかる種類株式を取得するのと引換えに、以下に定める額（以下、「強制償還価額」といい、A種種類株式についての強制償還価額を「A種強制償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係る種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

A種強制償還価額の金額は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、

(1) A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに(11) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、A種累積未払配当金相当額の計算およびA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われ

る日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額を計算する。

譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

株式の併合または分割、募集株式の割当

当社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

B種種類株式

剰余金の配当

剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第3順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第4順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）

普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする定めに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金銭による剰余金の配当を行う。なお、優先配当金に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額は1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

B種優先配当金の額は、B種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、優先配当年率を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。なお、B種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の英日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

当社は、種類株主等に対しては、優先配当金および累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ある事業年度に属する日を基準日として種類株主等に対して行われた1株あたりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき累積した累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主總會（以下、「不足事業年度定時株主總會」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額が種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、

不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当年率で、1年ごと（ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

残余財産の分配

種類株主等に対し、種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式およびB種種類株式にかかる残余財産の分配を第2順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする定めに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金銭を支払う。なお、残余財産分配額に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

B種残余財産分配額は、B種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額（種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、優先配当金相当額とする（以下、種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」といい、B種種類株式についての日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。））を加えた額とする。ただし、本号においては、分配日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。

議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

金銭を対価とする取得請求権

B種種類株主は、2021年1月28日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の10銀行営業日前までに当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、次項に定める額（以下、「任意償還額」といい、B種種類株式についての任意償還額を「B種任意償還額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。ただし、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみC種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。また同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額ならびに当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日として現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION

株式（次条第1項に定義する。）および金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式ならびに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

B種任意償還額額は、当該償還請求にかかるB種種類株式の数に、
(i) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに (ii) B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額を計算する。

REVOLUTION株式を対価とする取得請求権

B種種類株主は、2021年1月28日以降、現物償還請求日（以下に定義する。）における償還請求可能額が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を現物償還請求が効力を生じる日（以下、「現物償還請求日」という。）として、現物償還請求日の10銀行営業日前までに当会社に対して、当会社が保有する株式会社REVOLUTIONが発行する普通株式（証券コード：88914、以下「REVOLUTION株式」という。）および金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「現物償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該現物償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、REVOLUTION株式および金銭を、B種種類株主に対して交付する。ただし現物償還請求日において現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式および金銭の額の合計額と現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額の合計額が、現物償還請求日における償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、現物償還請求がなされたB種種類株式ならびに償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

現物償還請求がなされたB種種類株式の対価として交付する財産は、当会社が保有するREVOLUTION株式の時価の合計額（以下、「現物交付REVOLUTION株式価額」という。）が当該現物償還請求にかかるB種種類株式にかかる現物償還交付額以下で最大となるようなREVOLUTION株式および現物償還交付額と現物交付REVOLUTION株式価額の差額に相当する金銭とする。「現物償還交付額」とは、当該現物償還請求に

かかるB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに(ii) B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額をいう。なお、B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「現物償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額を計算する。REVOLUTION株式の時価とは、現物償還請求日の株式会社東京証券取引所におけるREVOLUTION株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)をいう。

金銭を対価とする取得条項

当会社は、2022年1月28日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行ったうえで、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、種類株式の全部または一部を取得することができる(以下、「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還にかかる種類株式を取得するのと引換えに、以下に定める額(以下、「強制償還価額」といい、B種種類株式についての強制償還価額を「B種強制償還価額」という。)の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係る種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

B種強制償還価額の金額は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、

(I) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額は110%を乗じて得られる額ならびに(ii) B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額を計算する。

譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

株式の併合または分割、募集株式の割当

当会社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わない。当会社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当会社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

C種種類株式

剰余金の配当

剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第3順位(A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。)、A種優先配当金およびB種優先配当金が第4順位(A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。)、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする定めに従い、種類株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当を行う。なお、優先配当金に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

C種優先配当金の額は、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、優先配当年率を乗じて算出した額とする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。なお、C種優先配当金

の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

当社は、種類株主等に対しては、優先配当金および累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ある事業年度に属する日を基準日として種類株主等に対して行われた1株あたりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき累積した累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く）の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先配当金の合計額を控除した金額とする規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額が種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当年率で、1年ごと（ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

残余財産の分配

種類株主等に対し、種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式およびB種種類株式にかかる残余財産の分配を第2順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする定めに従い、種類株式1株につき、以下に定める額の金銭を支払う。なお、残余財産分配額に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

C種残余財産分配額は、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額（種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、優先配当金相当額とする（以下、種類株式1株あたりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」といい、C種種類株式についての日割未払優先配当金額を「C種日割未払優先配当金額」という。）を加えた額とする。ただし、分配日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準

日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてC種累積未払配当金相当額を計算する。

議決権

C種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

金銭を対価とする取得請求権

C種種類株主は、2023年1月28日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の10銀行営業日前までに当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、以下に定める額（以下、「任意償還額」といい、C種種類株式についての任意償還額を「C種任意償還額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。ただし、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみC種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。また同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額ならびに当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日として現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式および金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式ならびに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

C種任意償還額の金額は、当該償還請求にかかるC種種類株式の数に、

(i) C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に1.0%を乗じて得られる額ならびに (ii) C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、C種累積未払配当金相当額の計算およびC種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額を計算する。

金銭を対価とする取得条項

当会社は、2022年1月28日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行ったりうえて、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に

かかる種類株式を取得するのと引換えに、以下に定める額（以下、「強制償還価額」といい、C種種類株式についての強制償還価額を「C種強制償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係る種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

C種強制償還価額の金額は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に、
(i) C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに (ii) C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、本号においては、C種累積未払配当金相当額の計算およびC種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額を計算する。

譲渡制限

C種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

株式の併合または分割、募集株式の割当

当社は、C種種類株式について株式の分割または併合を行わない。当社は、C種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当社は、C種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

普通株式を対価とする取得請求権

C種種類株主は、2021年9月6日以降、当社に対して、次項に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式（以下、「対価普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、対価普通株式を、C種種類株主に対して交付する。ただし、本項に基づくC種種類株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下、「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、

(i) 各C種種類株主による普通株式対価取得請求に係るC種種類株式の数に、(ii) 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のC種種類株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるC種種類株式以外の普通株式対価取得請求に係るC種種類株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するC種種類株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分その他の当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。「剰余授權株式数」とは、(1) 当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(ii) (1) 当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数および (iii) 当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。「請求対象普通株式総数」とは、C種種類株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたC種種類株式の数に、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（ただ

し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における第3項および第4項に定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

2. 取得と引換えに交付する普通株式の数
 対価普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るC種種類株式の数に、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額(ただし、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、第3項および第4項に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、C種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

3. 当初取得価額
 取得価額は、当初、2円とする。ただし、取得価額は、第4項の規定により調整されることがある。

4. 取得価額の調整
 (1) 当社は、2021年9月6日以降、次号①乃至⑤に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。

$$\text{調整後 取得価額} = \text{調整前 取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{増加普通株式数}}$$

(2) 取得価額調整式により取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 当会社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、当会社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合、会社分割、株式交換または合併による場合を除く。)、調整後取得価額は、払込期日(無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。
- ② 株式分割により当会社普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後取得価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初取得価額によって請求または行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当会社の発行した取得条項付種類株式または取得条項付新株予約権(新株

	<p>予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当会社普通株式を交付する場合、調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>①本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めに関わらず、調整後取得価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(3) 取得価額調整式の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>①円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。</p> <p>②取得価額調整式で使用する当会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、前号②の場合には、取得価額調整式で使用する増加普通株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割当てられる当会社普通株式数含まないものとする。</p> <p>(4) 第2号の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得価額の調整を行う。</p> <p>①株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②その他当会社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出にあたり使用すべき既発行普通株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項に定めるところにより取得価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前取得価額、調整後取得価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに〇種類株主に通知する。ただし、第2号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p style="text-align: right;">令和 3年 9月 6日変更 令和 3年10月29日登記</p>						
<p>株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所</p>	<p>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 <u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u> 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 <u>三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</u></p> <p style="text-align: center;">令和 3年 9月 4日株主 名簿管理人三菱UFJ信託銀行株式会社を廃止</p> <p style="text-align: right;">令和 3年10月29日登記</p>						
<p>役員に関する事項</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">取締役</td> <td style="width: 45%;">大 淵 宗 徳</td> <td style="width: 40%;">令和 2年 6月25日重任</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>吉 田 和 正</td> <td>令和 2年 6月25日重任</td> </tr> </table>	取締役	大 淵 宗 徳	令和 2年 6月25日重任	取締役	吉 田 和 正	令和 2年 6月25日重任
取締役	大 淵 宗 徳	令和 2年 6月25日重任					
取締役	吉 田 和 正	令和 2年 6月25日重任					

大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号
 オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

取締役	宮田 幸雄	令和 2年 6月25日重任
取締役	林 亨	令和 2年 6月25日重任
取締役	宮城 謙二	令和 2年 6月25日重任
		令和 3年 9月 8日辞任
		令和 3年10月29日登記
取締役	小谷 進	令和 2年 6月25日就任
東京都中央区佃二丁目1番1-5307号 代表取締役	大淵 宗徳	令和 2年 6月25日重任
		令和 3年 9月31日辞任
		令和 3年12月14日登記
川崎市麻生区上麻生四丁目31番13号 代表取締役	宮田 幸雄	令和 2年 6月25日重任
大阪府大東市赤井一丁目11番15号 代表取締役	林 亨	令和 3年11月 1日就任
		令和 3年12月14日登記
監査役 (社外監査役)	西浦 孝充	平成30年 6月21日重任
監査役 (社外監査役)	石本 樹一	平成30年 6月21日重任
監査役	山田 格也	令和 1年 6月26日就任

	<p>会計監査人 <u>監査法人Ks Lab.</u></p>	<p>令和 2年 6月25日重任</p>
	<p>会計監査人 <u>監査法人Ks Lab.</u></p>	<p>令和 3年 6月25日重任</p>
		<p>令和 3年10月29日登記</p>
<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</p>	
<p>新株予約権</p>	<p>第9回新株予約権 <u>新株予約権の数</u> <u>500,000個</u> <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> <u>普通株式 数の算定方法は下記のとおり</u> <u>本新株予約権の目的である株式の総数は50,000,000株（本新株予約権1個当たり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。</u> <u>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</u> <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</u> <u>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</u> <u>普通株式 数の算定方法は下記のとおり</u> <u>本新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000（本新株予約権1個当たり20株（以下、「割当株式数」という。））とする。</u> <u>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</u></p>	

とする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

令和 2年 7月22日変更 令和 2年10月12日登記
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 1個当たり金6.5円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) ①各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に相当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

②本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、28円とする。

(2) ①行使価額は、割当日の翌日(当日を含む。)から起算して、6ヶ月が経過する日毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して6ヶ月後の応答日(応答日が存在しない場合には、翌日の当初日として、以下、「修正日」という。)に、直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の少数第2位を切り上げた金額(以下、「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

②本項(2)①にかかわらず、本項(2)①に基づく修正後の行使価額が15.5円(以下、「下限行使価額」といい、本項(3)の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となる。

(3) 行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の割当日後、本項(3)②に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後 調整前 行使価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通 1株当たりの株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

一 本項(3)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日と

する。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

二 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

三 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項(3)④二に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項(3)④二に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(但し、第8回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債(但し、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を除く。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

四 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(3)④二に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

五 本項(3)②一ないし三の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本項(3)②一ないし三の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}$$

株式数 =

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

④行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

一 0.1円未満の端数を四捨五入する。

二 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項(3)②五の場合は基準日)に先立つ4.5取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。

三 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項(3)②二の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数含まないものとする。

⑤本項(3)②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

一 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

二 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

三 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相俟して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥本項(3)②の規定にかかわらず、本項(3)②に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本項(2)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

⑦本項(2)及び本項(3)に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項(3)②五の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

2020年1月20日(当日を含む。)から2023年1月19日(当日を含む。)までとする。

新株予約権の行使の条件

(払込価額及び行使期間を除く)

本新株予約権の一部行使はできない。

令和3年6月4日新株予約権全部消却		令和 3年10月29日登記
第10回新株予約権		
新株予約権の数		
<u>240万個</u>		
<u>215万個</u>	令和 3年 1月31日変更	令和 3年10月29日登記
<u>205万個</u>	令和 3年 2月 3日変更	令和 3年10月29日登記
<u>190万個</u>	令和 3年 2月 4日変更	令和 3年10月29日登記
<u>170万個</u>	令和 3年 2月 8日変更	令和 3年10月29日登記
<u>140万個</u>	令和 3年 2月15日変更	令和 3年10月29日登記
<u>115万個</u>	令和 3年 2月19日変更	令和 3年10月29日登記
<u>90万個</u>	令和 3年 2月22日変更	令和 3年10月29日登記
<u>65万個</u>	令和 3年 2月24日変更	令和 3年10月29日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
普通株式 数の算定方法は下記のとおり		
本新株予約権の目的である株式の総数は2億4000万株（本新株予約権1個当たり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。		
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。		
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率		
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。		
普通株式 数の算定方法は下記のとおり		
本新株予約権の目的である株式の総数は2億1500万株（本新株予約権1個当たり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。		
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。		
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率		
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。		
	令和 3年 1月31日変更	令和 3年10月29日登記
普通株式 数の算定方法は下記のとおり		
本新株予約権の目的である株式の総数は2億500万株（本新株予約権1個当たり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。		

	<p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> <p>令和 3年 2月 3日変更 令和 3年10月29日登記</p> <p>普通株式 数の算定方法は下記のとおり</p> <p>本新株予約権の目的である株式の総数は1億9000万株（本新株予約権1個当たり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> <p>令和 3年 2月 4日変更 令和 3年10月29日登記</p> <p>普通株式 数の算定方法は下記のとおり</p> <p>本新株予約権の目的である株式の総数は1億7000万株（本新株予約権1個当たり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> <p>令和 3年 2月 8日変更 令和 3年10月29日登記</p> <p>普通株式 数の算定方法は下記のとおり</p> <p>本新株予約権の目的である株式の総数は1億4000万株（本新株予約権1個当たり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> <p>令和 3年 2月15日変更 令和 3年10月29日登記</p>
--	--

	<p>普通株式 数の算定方法は下記のとおり 本新株予約権の目的である株式の総数は1億1500万株（本新株予約権1個当たり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> <p>令和 3年 2月19日変更 令和 3年10月29日登記 普通株式 数の算定方法は下記のとおり 本新株予約権の目的である株式の総数は9000万株（本新株予約権1個当たり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> <p>令和 3年 2月22日変更 令和 3年10月29日登記 普通株式 数の算定方法は下記のとおり 本新株予約権の目的である株式の総数は6500万株（本新株予約権1個当たり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> <p>令和 3年 2月24日変更 令和 3年10月29日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 1個当たり金0.1円 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 (1) ①各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 ②本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、5円とする。 (2) 行使価額の調整 ①当社は、本新株予約権の割当日後、本項(2)②に掲げる各事由に</p>
--	--

より当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により算出される額又は本項（2）②に掲げる各事由（但し、（2）②の事由を除く。）により、行使価額の調整が行われる場合の1株当たりの払込金額のうち、いずれか低い価額に行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

一 本項（2）④二に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

二 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

三 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項（2）④二に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項（2）④二に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式

を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

四 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（4）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

五 本項（2）②一乃至三の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本項（2）②一乃至三の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0、1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

④行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

一 円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。

二 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項（2）②五の場合は基準日）に先立つ4.5取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後行使価額を適用する日の直前取引日の終値のいずれかの高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

三 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項（2）②二の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

⑤本項（2）②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- 一 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - 二 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - 三 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相俟して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時間につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④本項(2)に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第10回新株予約権者に通知する。但し、本項(2)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

2021年1月29日(当日を含む)から2022年1月28日(当日を含む)までとする。

新株予約権の行使の条件

(払込価額及び行使期間を除く)

本新株予約権の一部行使はできない。

令和 3年 1月28日発行

令和 3年10月29日登記

令和3年2月25日新株予約権全部行使

令和 3年10月29日登記

第11回新株予約権

新株予約権の数

2500個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

A種種類株式 数の算定方法は下記のとおり

本新株予約権の目的である株式の総数は2500株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。なお、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
1個当たり金1円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) ①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

②本新株予約権の行使により当社が当社A種種類株式を交付(当社A種種類株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社A種種類株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、100万円とする。

	<p>(2) 行使価額の調整</p> <p>①次に掲げる場合、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>一 資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>二 その他当社の発行済A種種類株式の価値に影響を与える可能性のある事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②行使価額の調整により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>③行使価額の調整については、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。</p> <p>④本項(2)に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 2021年1月29日(当日を含む)から2023年1月28日(当日を含む)までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 (払込価額及び行使期間を除く) 本新株予約権の一部行使はできない。</p> <table border="1" data-bbox="1039 1134 1364 1260"> <tr> <td>令和3年1月28日発行</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月29日登記</td> </tr> </table> <p>令和3年6月4日新株予約権全部消却</p> <table border="1" data-bbox="1039 1281 1364 1344"> <tr> <td>令和3年10月29日登記</td> </tr> </table> <p>第12回新株予約権</p> <p>新株予約権の数 2500個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 B種種類株式 数の算定方法は下記のとおり本新株予約権の目的である株式の総数は2500株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。なお、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 1個当たり金1円</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 (1) ①各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。 ②本新株予約権の行使により当社が当社B種種類株式を交付(当社B種種類株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社B種種類株式</p>	令和3年1月28日発行	令和3年10月29日登記	令和3年10月29日登記
令和3年1月28日発行				
令和3年10月29日登記				
令和3年10月29日登記				

	<p>を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、100万円とする。</p> <p>(2) 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際して出資する旨並びに当該財産の内容及び価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、同時に行使された新株予約権の個数に行使価額を乗じて算出された額(1円未満の端数切上げ)を上回る時価を有する本新株予約権者の保有する株式会社REVOLUTIONが発行する普通株式(証券コード:8894、以下「REVOLUTION株式」という。)とする。上記において、「時価」とは、出資されるREVOLUTION株式数に本新株予約権の行使請求の効力が生じる日の取引所におけるREVOLUTION株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)を乗じて算出される額をいう。</p> <p>(3) 行使価額の調整 ①次に掲げる場合、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 一 資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 二 その他当社の発行済B種種類株式の価値に影響を与える可能性のある事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 ②行使価額の調整により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。 ③行使価額の調整については、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。 ④本項(3)に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 2021年1月29日(当日を含む)から2023年1月28日(当日を含む)までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 (払込価額及び行使期間を除く) 本新株予約権の一部行使はできない。</p>
会社分割	<p>令和3年6月4日新株予約権全部消却 令和 3年10月29日登記</p> <p>令和2年10月12日大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号オンキヨー株式会社に分割 令和 2年10月12日登記</p>

大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号
オンキョーホームエンターテイメント株式会社

	令和2年10月12日大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号オンキョーサウンド株式会社に分割 令和 2年10月12日登記
吸収合併	令和2年10月1日東京都墨田区横網一丁目10番5号オンキョー&バイオニア株式会社を合併 令和 2年10月12日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	令和2年6月25日大阪府寝屋川市日新町2番1号から本店移転 令和 2年 9月23日登記



これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 4年 3月18日
大阪法務局東大阪支局
登記官

柏本和哉



整理番号 ス277975

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

50/50